

令和8年度グローバルサウスにおける早期警戒システム導入促進業務の  
概要及び企画書作成事項

## 1 業務の目的

平成30年12月、日本では「気候変動適応法」が施行され、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力他の推進に努める旨が規定された。また、令和3年10月に閣議決定された「気候変動適応計画」においても、開発途上国の適応能力向上への貢献が基本戦略⑥として規定され、この戦略では、防災、農業、水資源分野を中心に技術協力を推進するとともに、官民連携による適応ビジネスの国際展開促進の重要性が示された。

令和4年11月、エジプト・アラブ共和国のシャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)において、日本政府は「アジア太平洋地域における官民連携による早期警戒システム導入促進イニシアティブ」を発表した。同イニシアティブの下、環境省が令和5年6月に立ち上げた「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会」(以下「EWS協議会」という。)は、60社以上の民間事業者の参画を得て、各社が持つ優れたEWS関係機材やサービスの海外展開促進を図っている。

環境省は、「令和5年度官民連携による早期警戒システム導入促進調査業務」、「令和6年度官民連携EWS協議会提案ビジネスモデル実装支援調査業務」、「令和7年度官民連携EWS協議会提案ビジネスモデル実装支援調査業務」を通じて、ASEAN諸国を対象にEWSの海外展開によるビジネスモデルの構築を進めてきた。これらの取組の結果、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシアにおいて、気象情報サービスやSNS/AI EWSサービス、防災DXサービスの導入に向けた道筋が付いたほか、マレーシアでは落雷被害緩和のビジネスニーズが明らかになった。

こうした背景の下に、本業務では、我が国のサプライチェーンにおいて戦略的に重要なグローバルサウスの国・都市において、EWS導入に向けた実現可能性調査(FS)を支援する。具体的には、対象国・都市における自然災害リスクを特定した上で、例えば気象関連情報サービスを中心に、予測・防災マップやモニタリングとの組み合わせにより、災害が差し迫る前から事前防災に取り組めるシステム、また操業への負の影響を回避するシステムを当該地で提供することの実現可能性を検討するため、技術・サービス間の連動性、現地社会制度、市場動向等を調査する。また、日本の取組を国際会議等にて発信し、日本の貢献を広くアピールする。

## 2 業務の骨子

本業務の目的を踏まえ、請負者は以下の業務を効率的に実施すること。

請負者は、専門的な知見や技術を有する研究機関、大学、事業者等に業務の一部を環境省の書面による承諾を得た上で、再委託を行っても差し支えない。

(1) 既存知見調査と FS 実施国の選定

請負者は、気候変動影響の脆弱性や我が国の EWS の導入のしやすさ等の観点から総合的に判断し、アジアのグローバルサウス諸国から、EWS 導入に向けた FS 調査の実施国を 2 か国選定すること（なお、1 か国はバングラデシュを想定しているが、調査結果により、その限りでない）。選定国は以下を念頭に提案すること。

(ア) 日本の重要貿易相手国を対象に、日本企業の有する優れた EWS 関連技術の海外展開を促進すること。

(イ) 現地の操業に影響を及ぼし得る気象リスク情報へのアクセスを改善することで、日本企業の事業展開を後押しすることができること。

選定した 2 か国に対し、地理的特徴、経済的に大きな損害を与える災害、早期警戒システムや関連技術、日本の技術優位性、さらには規制などの導入に向けて検討すべき制度について調査すること。さらに想定される導入技術については、精度の高い衛星観測システム、SNS 情報を AI でリアルタイムに解析する技術、将来の気候シナリオ別の水害リスク分析技術、小型衛星やドローン、地上計測機器等が取得したデータに基づく災害の検知・監視など、様々な技術を複数組み合わせ合わせたパッケージ化を想定し、机上調査を行うこと。

(2) アジアのグローバルサウス諸国を対象とした EWS-FS の実施

(1) の結果を踏まえ、請負者は選定 2 か国において、EWS 導入に向けた FS を行うこと。FS 実施に際しては、複数の EWS 関連技術をパッケージとして導入を進められるよう設計するだけでなく、導入のために考慮に入れるべき各国の規制等にも十分に留意すること。請負者はカウンターパートとなる相手国政府を明確にし、また技術パッケージ案を含む実施計画を事前に作成し、環境省担当官の承認を得ること。

(3) 国際的な発信

アジアは気候変動に対する脆弱性が高い地域の一つであり、EWS のニーズが高い。また、国境を越えた災害に関する情報共有、有効な技術やサービス利用に資する能力強化の必要性が、EWS 協議会等を通じて報告されている。このような背景から請負者は、EWS 協議会参画企業の技術導入を促進する国際ワークショップを 2 回程度実施すること。プログラムの設計、会議主催者との設営（会場費や機材使用料を含む）に係わる事前調整、司会や登壇者の手配、当日の運営、報告書作成を行うこと。

(4) 報告書の作成

上記 (1) から (3) の内容を取りまとめ、報告書を作成すること。

3 履行期限

令和 9 年 3 月 29 日（月）まで

#### 4 成果物

紙媒体：報告書 5部（A4判 300頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局総務課気候変動科学・適応室

#### 5 その他

##### (1) 著作権等の扱い

ア 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

イ 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

エ 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

オ 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

カ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

##### (2) 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

ア 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。

イ 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

ウ 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

エ 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指

示に応じて適切に廃棄すること。

オ 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

(3) 本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

## 6 企画書作成事項

### (1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するため、日本の EWS に関わる技術を海外展開するために必要な条件と課題を別紙様式 A に従い記述すること。

### (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式 B に従い記述すること。

- ① 業務の骨子に記述した「既存知見調査と FS 実施国の選定」、ならびに「アジアのグローバルサウス諸国を対象とした EWS-FS の実施」について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子に記述した「既存知見調査と FS 実施国の選定」ならびに「アジアのグローバルサウス諸国を対象とした EWS-FS の実施」について、バングラデシュならびに選定国での業務の実施方法を具体的に提案すること。
- ③ 業務の骨子に記述した国際発信について、候補となるような国際会議（ワークショップの開催ができるもの）を提案し、その特徴等を明記すること。

### (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式 C に従い記述すること。

### (4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式 D-1 に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式 D-2 に従い、記述すること。

### (5) 業務実績

過去 5 年間における気候変動に関わる早期警戒システム海外展開業務の実績について、別紙様式 E に従い記述すること。

### (6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式 F に従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO 14001、エコアクション 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシ

システム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

#### (7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

### 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するため、日本の EWS に関わる技術を海外展開するために必要な条件と課題を記載すること。



(※) 本様式はA 4判 2枚以内とする。

### 業務の実施方法等の提案

1. ① 既存知見調査と FS 実施国の選定、ならびに②アジアのグローバルサウス諸国を対象とした EWS-FS の実施について具体的な内容について記載してください。

EWS 技術導入に向けた具体的な課題を踏まえたうえで、具体的な実施内容を提案してください。

2. ①既存知見調査と FS 実施国の選定、ならびに②アジアのグローバルサウス諸国を対象とした EWS-FS の実施について具体的な方法について記載してください。

日本技術による EWS 関連技術（例えば予測・防災マップ、モニタリング、警報など）を、パッケージとして選定 2 か国へ導入することを想定し、具体的な技術、パッケージ案を提案してください。

3. ③国際発信方法について記載してください。

日本技術がグローバルサウス国で浸透することを目的とした、プログラムを提案してください。また想定される国際会議についても提案してください。

注 本様式は全項目合計で A 4 判 3 枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4判 1枚に記載すること。

## 業務実施体制 (配置予定管理技術者)

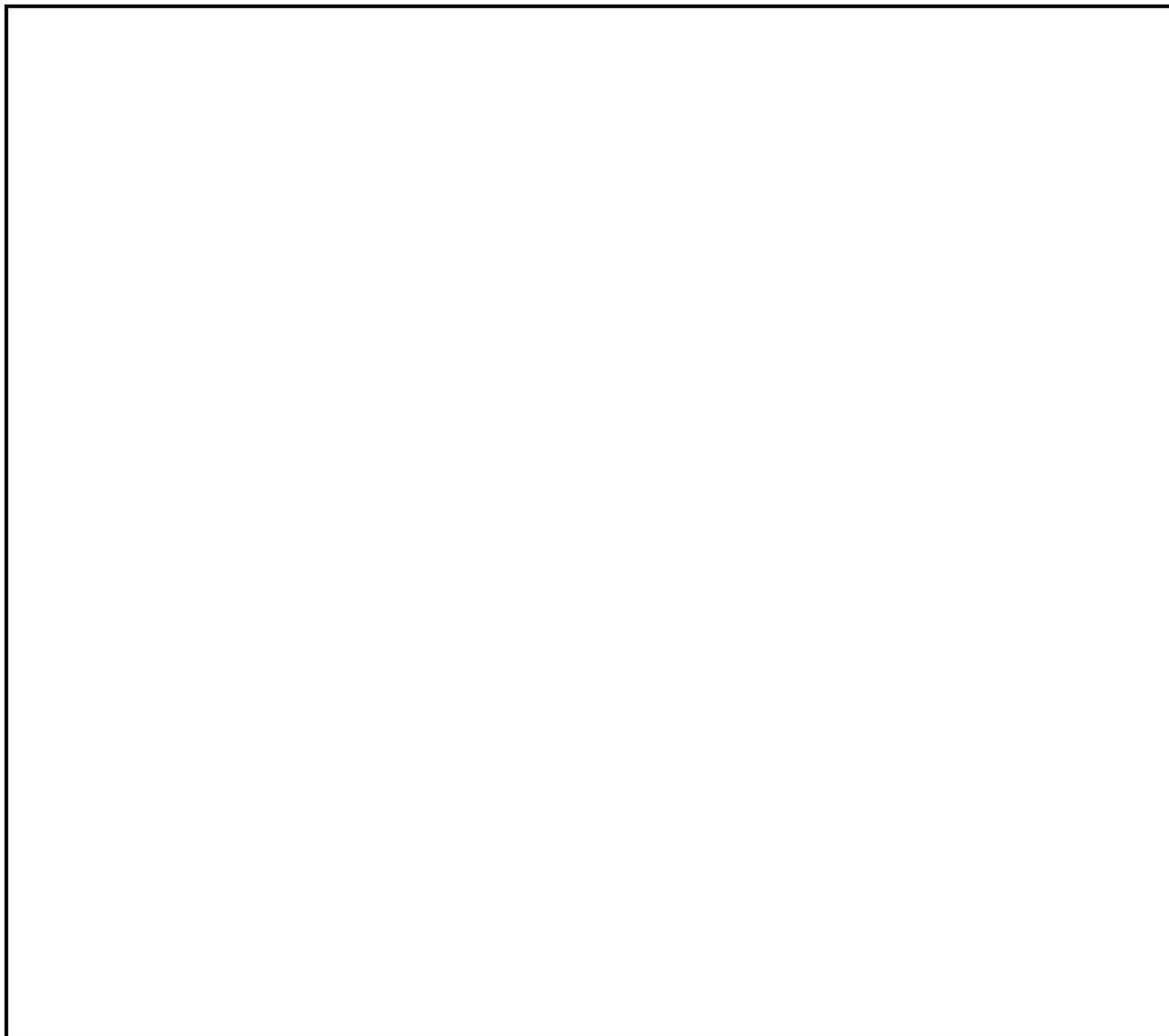
管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 (                      年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
2)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
3)		年 月～ 年 月 ( 年 ヶ月)	
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4判1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4判1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

## 過去5年間における気候変動に関わる早期警戒システム海外展開業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4判4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日 )

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日 )

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：
認定等の名称： (認定段階： ) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日 )

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。